

(仮称) 第六次守口市総合基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務委託の名称

(仮称) 第六次守口市総合基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

現行の「第五次守口市総合基本計画」の計画期間が平成32年度末をもって終了となる。このため、現計画の到達を検証し、今後の社会経済潮流の変化を見通した守口市の将来像とその実現に向けた市民との協働による政策方向を提示するため、新たな市政運営の指針となる「(仮称) 第六次守口市総合基本計画」を策定する。

社会・経済情勢の変化や本市の抱える課題、現行計画の進捗と成果、市民や事業者等のニーズや実感を取り入れるなど、様々なデータ収集・分析・検討し、効果的・効率的に策定作業を推進する必要があるため、民間企業の豊富な経験と高い専門性を活用することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

4 業務内容

(1) 基礎資料の作成（情報収集・分析）

① 社会情勢の動向等に関するデータの整理及び分析

社会経済情勢の変化や、国、府、他自治体の計画及び動向について、データを収集、整理し、本市への影響等を分析する。

② 本市の現状把握及び分析

本市の人口、産業、土地利用状況、財政状況、各個別分野の計画の状況等を把握し、基礎的なデータを整理するとともに主要指標の今後の見通しを分析する。

③ 本市の特性分析

類似・近隣団体等との比較、地区別分析等により本市の強み、弱み、特性等を分析する。

④ 現計画の検証

第五次守口市総合基本計画を検証し、課題を整理する。

(2) ワークショップ等の開催（平成31年度中実施予定）

（延べ50人程度、3～5回程度開催を想定）

市民から見る市が抱える課題や市民の望む将来像等のニーズや実感等を把握するため、ワールドカフェ形式等の市民直接参加型会議を開催するにあたっての、市民の公募（無作為抽出による手法含む。）、会議手法及びテーマ設定に係る助言並びに会議進行（司会、ファシリテーター含む）及び意見集約、報告書作成等に係る業務

※ワークショップの運営に要する費用は、委託料の中に含むものとする。

(3) アンケートの実施（平成31年中実施予定）

望む将来像等のニーズや実感等を把握するため、アンケートを実施するにあたっての、アンケート設問設定の支援、調査票・封筒の作成、調査票の発送、結果入力、クロス集計・分析、意見集約、報告書作成等に係る業務。

本市と協議の上、調査項目の検討の支援を行うこと。調査対象者の属性によりクロス集計ができる内容とすること。

なお、市民アンケート・転出入者アンケートについては、「総合基本計画」のほか、次期「守口市人口ビジョン」及び「守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に必要な項目を設定するものとする。

① 実施するアンケート

ア 市民アンケート（3,000件を想定）

調査対象者 本市が提供する無作為で抽出した市民3,000名とする。

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の観点から、若い世代の対象を1,500名とする。

イ 転出入者アンケート（転入者1,000件、転出者1,000件を想定）

調査対象者 本市が提供する無作為で抽出した転出者1,000名、転入者1,000名とする。

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の観点から、若い世代の対象を各500名ずつとする。

ウ 市内事業者アンケート（事業者500社程度）

調査対象者 本市が指定する500社とする。

② 調査方法 郵送による配布、返信用封筒による回収（無記名）とし、料金受取人払とすること。なお、アンケートに要する費用は、委託料の中に含むものとする。

調査票及び返信用封筒は受託者において作成すること。なお、返送先は本市とする。

調査対象者の提供方法については、CD-R等の電子記録媒体で提供を行う。なお、宛名ラベルは受託者が作成すること。

- ③ その他 設問数が多くなることから、督促はがきの送付等アンケートの回答率向上に向けた提案を行うこと。その際、上記②の方法に限らず、インターネットなどを活用する方法も可とする。ただし、不正を防ぐ対策を講じること。

(4) 計画策定に係る助言・支援

- ① 全体の構成、レイアウト、フレーム等の提案

基本構想・基本計画それぞれにおいて、分かりやすく、視覚的に見やすい全体の構成、レイアウト、フレーム等に係る提案

- ② 効果的、効率的な進捗管理のための手法、体系等の提案

策定後の進捗管理を見据え、全体の構成・施策体系案に係る提案、進捗管理手法等の提案及び支援

(5) 会議運営支援

以下の会議における会議運営に関する提案、会議資料の作成に係る支援

- ① 守口市総合基本計画策定審議会（平成32年6月～平成33年2月頃開催予定）
- ② 計画素案の策定を行う職員による会議体である守口市総合基本計画策定委員会及び部会（6部会設置予定）

(6) 総合基本計画冊子デザイン、概要版デザイン

市民にとって読みやすく、手にとってもらえるような冊子デザイン、概要版デザインを複数提案すること。

(7) その他

- ① 各業務の詳細については、事前に本市職員と内容の協議・調整を行い、合意の上、実施することとする。
- ② 業務実施期間中においては、本市と打合せを綿密に行い、進捗状況等の報告を随時行うとともに、打合せ記録簿（議事要旨）を作成し、本市の承認を受けるものとする。
- ③ 市が行う各種庁内検討作業や関係機関・包括連携協定大学等との連携、学識経験者の推薦などについて、適宜、助言等を行うこと。

5 業務実施体制

- ① 受託者は、本業務の遂行に際して十分な技能と経験を有する者を配置すること。
- ② 本業務の遂行に際しては、業務全般の統轄及び業務責任者である管理技術者を1名及び主任技術者を1名配置すること。
※管理技術者と主任技術者は、兼務できるものとする。
- ③ 配置する技術者は、受託者の組織に所属する者であること。
- ④ 受託者は、技術者の変更を行うことはできない。ただし、やむを得ない事由により変更する必要がある場合は、市と協議すること。

6 成果品

- (1) 総合基本計画（製本版本編及び概要版）の電子データ一式（各種分析データ、グラフ、写真等含む）
※本編・概要版の印刷は市が行うものとする。
※電子データは、加工可能な形式、PDF形式（ホームページ掲載用形式を含む。）及び印刷製本にそのまま使用できる形式を納品すること
- (2) 人口推計等基礎資料に係る報告書、ワークショップに係る報告書及び市民等アンケートに係る報告書（各5部）並びにこれらの電子データ一式（PDF及び加工可能な形式）
- (3) 各年度ごとの実施内容に係る業務報告書及び電子データ一式
- (4) その他市民アンケート調査の集計表等本業務に当たって作成した資料（電子データ一式）

※電子データについては、Microsoft Office2010及び同2013に対応するものとし、CD-ROMまたはDVD-ROMに記録の上、2部納品するものとする。

7 業務内容の変更

本委託業務の内容に変更が生じる場合は、市と受託者との協議の上、必要に応じて委託内容の変更を行うこととする。

8 （仮称）第六次守口市総合基本計画の計画期間（予定）

<基本構想>

平成33年度(2021年度)から平成42年度(2030年度)までの10年間

<基本計画>

平成33年度(2021年度)から平成37年度(2025年度)までの5年間

9 その他

- (1) 本委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、守口市個人情報保護条例（平成 11 年守口市条例第 14 号）及び守口市個人情報保護条例施行規則（平成 11 年守口市規則第 22 号）並びに別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務にあたっての資料及び成果は全て本市に帰属するものとし、本市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。
- (3) 本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせないものであること。ただし、書面により申請し、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議の上、本市職員の指示に従うこと。
- (5) 本契約で作成された印刷物の著作権及び版権は、市が所有するものとする。本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真等については、市に譲渡すること。
- (6) 本仕様書は、本市が業務成果として求める内容を示すものであり、契約の際には、受託者の企画提案の内容を反映し、仕様書の調整を行うものとする。